

## 議第10号

### 平成25年度滋賀県流域下水道事業特別会計予算

平成25年度滋賀県の流域下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,452,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間および限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、「第3表 地方債」による。

上記の議案を提出する。

平成25年2月14日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円 8,859,917
	1 負担金	8,859,917
2 使用料及び手数料		5,358
	1 使用料	5,358
3 国庫支出金		3,106,587
	1 国庫負担金	3,106,587
4 財産収入		4,646
	1 財産運用収入	4,646
5 繰入金		3,140,984
	1 一般会計繰入金	2,800,998
	2 基金繰入金	339,986
6 諸収入		219,108
	1 受託事業収入	202,432
	2 雑収入	16,676
7 県債		2,115,400
	1 県債	2,115,400
歳入合計		17,452,000

歳 出		
款	項	金 額
1 琵琶湖環境費		13,201,206 <sup>千円</sup>
	1 流域下水道費	6,130,493
	2 流域下水道管理費	7,070,713
2 公 債 費		4,250,794
	1 公 債 費	4,250,794
歳 出 合 計		17,452,000

第2表 債務負担行為

番号	事項	期間	限度額
1	流域下水道建設事業 〔湖南中部浄化センター 沈砂池設備改築更新工 事〕	平成26年度	166,005千円
2	流域下水道建設事業 〔湖南中部浄化センター 汚泥焼却炉建築工事〕	平成26年度	102,921千円
3	流域下水道建設事業 〔東北部浄化センター A系列造成工事〕	平成26年度	100,000千円
4	流域下水道建設事業 〔東北部木之本西幹線相 撲1工区管渠工事〕	平成26年度	348,000千円
5	流域下水道建設事業 〔東北部愛東東幹線小田 苅1工区管渠工事〕	平成26年度	160,000千円
6	流域下水道建設事業 〔東北部愛東東幹線下岸 本1工区管渠工事〕	平成26年度	222,000千円
7	流域下水道建設事業 〔東北部湖東幹線下一色 今在家工区管渠工事〕	平成26年度	270,000千円
8	流域下水道建設事業 〔東北部湖東幹線僧坊工 区管渠工事〕	平成26年度	335,000千円
9	流域下水道建設事業 〔東北部木之本西幹線姉 川ポンプ場建設工事〕	平成26年度から 平成27年度まで	450,000千円

### 第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道建設事業費	千円 1,296,100	普通貸借または 証券発行	5.0以内 <sup>%</sup>	借入日の翌日から5年以内据え置き、30年以内の期間において償還する。 ただし、借入先の融資条件、財政その他の都合により償還期間の短縮および据置期間の延長をし、または繰上償還を行うことができる。
資本費平準化債	819,300			
計	2,115,400			